

明石市消防職員用寝具賃貸借（単価契約・長期継続契約）仕様書

この仕様書は、明石市（以下「発注者」という。）が賃借する「消防職員用寝具賃貸借」についてその仕様を定めるものであり、受注者は、この仕様書に基づき誠実に実施するものとする。

（総則）

1 受注者は発注者に対し、別紙に定める寝具を賃貸し、発注者はこれを賃借するものとする。

（寝具の規格等）

2 受注者が、発注者に賃貸する寝具の仕様及び規格等は別紙のとおりとする。
ただし、見積合せ後、受注者は直ちに賃貸する寝具のサンプルを発注者に提示すること。

（寝具の賃借数）

3 寝具の賃借数は別紙のとおりとする。ただし、職員数の増減等により賃借数を変更する場合がありますので、発注者による増減等の指示があった場合はすみやかに対応すること。

（寝具の配送）

4 寝具の配送は、発注者と日程等を協議すること。また、シーツ等は2週間に1度定期的に配送を行うこと。

（寝具の配送先）

5 寝具の配送は、明石市消防局（情報指令課）、明石市消防署（本署）及び消防署分署（6分署）に配送すること。

（寝具の保守等）

6 受注者は、別紙に掲げる寝具の交換、洗濯及び補修の基準に従い、発注者に衛生的かつ清潔な寝具を賃貸しなければならない。

（調査）

7 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができる。

（費用負担）

8 業務実施に必要な器材、消耗品、配送等の費用は、受注者の負担とする。

（定めのない事項の処理）

9 この仕様書に定めがない事項、又はこの仕様書に疑義が生じた事項については、明石市賃貸借単価契約約款を参考に必要に応じて発注者受注者協議のうえ決定するものとする。ただし、軽微な事項については、発注者の指示によるものとする。

配送先

所在地	
消防署（本署） 情報指令課	明石市藤江 924 番地の 8
朝霧分署	明石市朝霧町 3 丁目 10 番 1 号
中崎分署	明石市中崎 1 丁目 6 番 20 号
大久保分署	明石市大久保町西脇 364 番地の 12
江井島分署	明石市大久保町江井島 794 番地の 8
魚住分署	明石市魚住町西岡 500 番地
二見分署	明石市二見町西二見 767 番地の 3

1 寝具の仕様・規格等（1床あたり）

品名	数	使用生地	摘要	仕上げ寸法(cm)
夏掛布団	1	細布	綿 1.2～1.5 kg 入	140 × 200
冬掛布団	1	細布	綿 2.0～2.3 kg 入	140 × 200
敷布団	1	綿 100%	綿 4.3 kg 入	100 × 190
毛布	1	アクリル 100%		140 × 200
枕	2	パイプ入		30 × 45
掛布団カバー	2	T30%/C70%	横開き式紐付き	150 × 210
敷布団シーツ	2	T30%/C70%	横開き袋型	160 × 285
枕カバー	2	T30%/C70%		45 × 75

- 〔注〕 (1) 使用生地及び摘要については、上記記載の品と同等若しくは同等以上とする。
(2) 仕上げ寸法は、上記±5 cm程度までとする。
(3) 敷布団にあつては、敷布団として適度な硬さをもったものとする。

2 予定床数及び寝具の賃借予定数（令和5年4月1日現在の予定数）

区分 (予定床数)	情報指令課	本署	朝霧	中崎	大久保	江井島	魚住	二見	合計(枚)
	(8)	(27)	(10)	(23)	(10)	(7)	(10)	(10)	(105)
掛布団	8	27	10	23	10	7	10	10	105
敷布団	8	27	10	23	10	7	10	10	105
毛布	8	27	10	23	10	7	10	10	105
枕	16	54	20	46	20	14	20	20	210
掛布団カバー	16	54	20	46	20	14	20	20	210
敷布団シーツ	16	54	20	46	20	14	20	20	210
枕カバー	16	54	20	46	20	14	20	20	210

※ 実際の床数が予定床数と比して増加・減少した場合にあつても単価は変動しないものとする。

3 寝具の交換、洗濯及び補修の基準

品名	回数	洗濯・補修等の基準
夏掛布団	年1回	5月～9月使用
冬掛布団	年1回	10月～4月使用
敷布団	年1回	更生（布洗濯・仕立て直し）
毛布	年1回	洗濯・消毒・補修 10月～5月使用
シーツ・枕カバー	2週1回	洗濯・アイロン仕上げ・補修
枕	年1回	布洗濯・パイプ入替・さらし干し

※ シーツ・枕カバーの交換は2週間に一度、各配送先に搬入すること。